

# 「指定検査機関による浄化槽現場の実情と使用者の声」

財団法人 群馬県環境検査事業団

長井 俊蔵 木暮 厚史 柳岡 幹雄 掛川 徳宏 矢野 宏 瀬戸 基寛 石田 雄

## 1. はじめに

今日、私達の生活水準の向上に伴う環境破壊の増大は、いまや全地球的に広がりつつあります。

その中で、環境保全の一翼を担う私達は、人類悠久の繁栄のため、環境破壊に今こそ警鐘乱打し、地球環境の浄化を、汚水処理・水質保全の分野でさまざまな方々と協力しながら推進して行けたらと願っています。

今回浄化槽使用者の生の声を聞くために、県内約300件の使用者の方にアンケートをとりました。また、浄化槽管理士及び検査員の意見をまとめたものを報告いたします。

## 2. 群馬県の汚水処理の現状

群馬県の人口は、約207万人です。そのうち浄化槽人口102万人です(合併処理使用者約22万人・単独処理使用者約80万人)汲み取り式は約23万人です。(平成15年資料)  
本県では、まだ単独処理浄化槽が圧倒的に多く使用されており、汲み取り式トイレ使用者と合わせると、約103万人分の雑排水の浄化処理がなされていません。

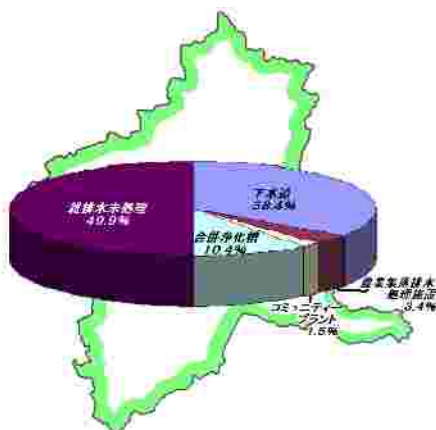


図 - 1 群馬県の汚水処理の現状

首都圏の水瓶である利根川の上流域に位置する本県は、下流域に首都圏を控え更なる河川の浄化(生活排水の浄化)を官民一体で心がけねばならないものと考えます。

## 3. 使用者へのアンケート結果

### 3.1 保守点検について

#### 3.1.1 作業内容

約6割の使用者が現状で良いと回答している一方、どちらともいえない、わからないと答えた使用者からは、不在時が多く、また在宅時でも点検立会いが無いため『どんな点検をしているかわからない』、『点検内容と現状をもっと詳しく教えてほしい』との意見も聞かれました。

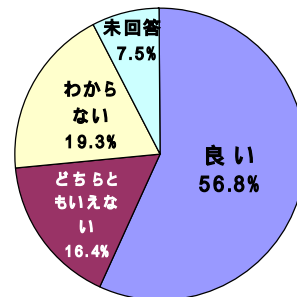


図 - 2 保守点検作業内容



写真 - 1 尾瀬ヶ原から、燧ヶ岳を望む

### 3.1.2 点検回数

約7割という多くの使用者から妥当という回答が得られました。点検回数が多いと感じた方の多くは、合併処理浄化槽使用者で、一回の点検費用が高いためと考えられます。

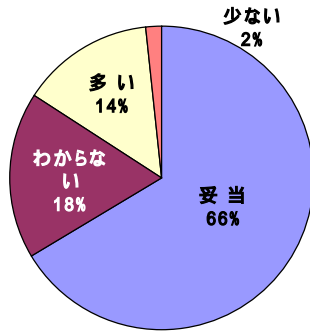


図 - 3 保守点検回数

### 3.2 清掃について

#### 3.2.1 作業内容

保守点検と同様の傾向が見られますが、どちらともいえない、わからないと答えた使用者の多くは保守点検と比べ関心が薄いため、要望・意見は聞かれませんでした。

#### 3.2.1 清掃頻度

どちらともいえない、わからないと答えた使用者が大半を占めました。その理由として、浄化槽の構造にあった清掃回数が義務付けられている事を知らないために、判断材料がなく、このような結果になったと思われます。

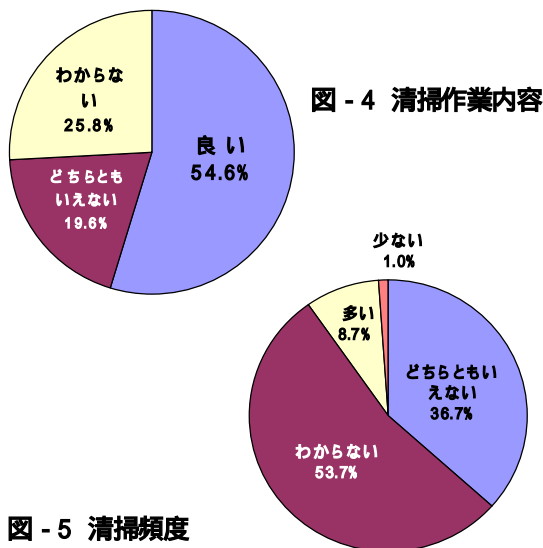


図 - 5 清掃頻度

### 3.3 法定検査について

必要・不必要が5割ずつという結果から、法定検査および浄化槽法に関する認識の低さが伺えます。

不必要と感じた方の意見として『点検業者と内容が変わらないのでは...』という意見が多いようです。

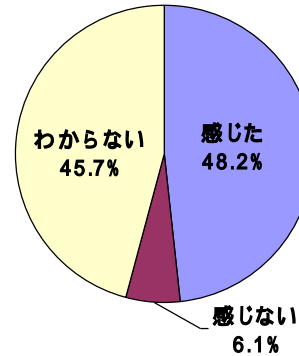


図 - 6 検査の必要性

### 3.4 まとめ

半数以上の使用者が保守点検・清掃についておおむね良好だと感じているようです。

また、使用者の日頃の使用に際しての注意点として

- ・ トイレtpーパーの使いすぎに注意
- ・ 油脂類に対する注意
- ・ 強力な洗剤の使用を控える

などの意見があがりましたが、まだ少数の方の実施にとどまっている状況ですので、今後よりよい水質を確保するために、点検業者と使用者の交流を図り浄化槽に関する理解を深める事が大事なのではないでしょうか。

## 4. 検査機関から見た現場の実状と課題

次に、検査機関から見た現場の実状と課題を保守点検・清掃に分け意見の多かったものを以下に示します。

### 4.1 検査機関から見た保守点検に関する現場の実状と課題

流入・放流配管・送風機をあまり見ていない。

沈殿室（槽）内のスカム除去等の処置遅れによる汚泥の流出（全ばっ気型に多い）、浄化槽管理士によって作業に対する姿勢に違いがあり、特に点検票の水質記載数値が何度も続けて同じということもあった。技術力不足のため補修ができない。または見落としている。新型浄化槽に対する知識不足。不在時の点検が多く、点検内容及び状況の説明が不十分。

保守点検は、安定した放流水質を維持するために欠く事のできない業務です。しかしながら使用者とのコミュニケーション不足のため、関心が低く保守点検の必要性があまり理解されていないのも現状です。浄化槽管理士の作業に対する姿勢および技術力不足も含め課題の多い部分でもあります。

#### 4.2 検査機関から見た清掃に関する現場の実状と課題

水張りも清掃業務の一部であるが水張りせず、使用者に任せてしまう。技術力等に問題があり、清掃作業中に破損を生じてしまうこともある。種汚泥を残さず全量引き抜きを行うことがある。新型浄化槽に対する知識不足。使用者からの要望で清掃の頻度が規定どおりに実施されていない（特に全ばっ気型）。

浄化槽の機能を保持する上で清掃業務も非常に重要な位置を占めております。清掃時でない見つからない問題点もあり、管理士との連携を取り合って実施することが望まれます。

また新型浄化槽のますますの普及に伴い、清掃についても改めて研修が必要と思われまます。

#### 5. 浄化槽管理士から見た現場の実状と課題

保守点検の契約で伺っても断られてしまえばそれまでで、管理をしていない使用者もいる。保守点検の実施率に地域格差があり、点検契約をとりづらい。

一人当りの受け持ち件数が多く、作業に十分な時間がとれない。本槽や配管等の破損を指摘しても、費用負担が生じるため改善されない。清掃時期を規定通り判断し実施したいが費用負担の理由により先延ばしになってしまう。使用者の浄化槽に対する関心が低い。

使用者の中には水質保全よりも費用負担に敏感な方もいるため、適切な管理が実施しにくい現状があるようです。水質保全への理解・協力を得るためには、地域住民と行政機関が一体となって積極的に使用者に働きかけていくことが必要ではないでしょうか。

#### 6. まとめ

今回の使用者に対するアンケートで、浄化槽は下水道と比べ費用がかかるという意見が多くありました。浄化槽にかかる費用の出費は下水道と違いほぼ一定で無いため、そのように感じている方が多いものと思われまます。今後、より多くの市町村設置型の浄化槽の増加を期待するところであり、都市部でも普及できないものか考えて見るのも一案と思われまます。

また、浄化槽の所期の性能を発揮させるためには、使用者・保守点検業者・清掃業者・検査機関そして行政機関の連携をさらに強化し各々の立場役割を見つめ直すことが必要です。

#### 7. おわりに

現在ある小型合併処理浄化槽は、浄化性能・施工費用・保守点検費用をみても下水道と比べ遜色無く、しかも施工費用にいたっては、圧倒的に安価であり世界に誇れる汚水処理施設であります。

しかしながら、浄化槽の性能が適切に評価されずその存在すら十分に認知されずに下水道化されていくのは、浄化槽の仕事に携わる者の一人として大変残念に思われまます。

現在群馬県では浄化槽法第11条検査の効率化に向けて、各方面に働きかけております。

今ある水環境をより良くするため、環境保全の一翼を担うもの同士、互いに協力しあうことで大きな成果が得られることを期待してまます。

最後に今回発表にご協力していただきました方々にこの場をお借りして御礼申し上げます。